

よこはま健康・省エネ住宅推進コンソーシアム規約・会則

制 定 令和5年3月25日

改 定 令和6年3月1日

第1章 総則

第1条（名称）

本コンソーシアムの名称を「よこはま健康・省エネ住宅推進コンソーシアム」（以下本コンソーシアムという）とする。

第2条（目的）

「健康」「快適」「経済性」「防災性」を兼ね備えた最高レベルの断熱性能（断熱等性能等級6及び7）や気密性能を備えたZEH等の「省エネ性能のより高い住宅」の普及に向けて、工務店、設計者、メーカー、建材流通の事業者、不動産流通の事業者、金融、公的団体などが連携し、省エネ住宅の効果等のきめ細やかな情報提供、新築・改修時の相談対応、設計・施工者の技術力向上の支援等を総合的に推進することを目的とする。

第3条（事業内容）

本コンソーシアムの事業は次に掲げるとおりとする。

- (1) 「よこはま省エネルギー住宅アカデミー」等のセミナーによるきめ細やかな情報提供
- (2) 「設計・施工者の登録・公表制度」と連動した技術力向上の支援
- (3) 省エネ住宅に関する市民からの相談対応
- (4) その他省エネ住宅の普及に関わる取組

第4条（構成）

本コンソーシアムは、省エネ住宅の普及を自らのメリットと捉え意欲的に取り組む事業者や団体などにより構成され、これらの多様な主体が連携することで相乗効果を発揮できる体制を整えることとする。

第2章 運営

第5条（構成員）

本コンソーシアムに参加できる者は、以下全ての事項を満たすこととする。

- (1) 省エネ住宅普及促進のため、横浜市の住宅政策の方向性に理解、賛同する法人又は

団体であること、並びに住まい手や賃貸住宅オーナー等への「省エネ意識の向上、行動変容」を促す情報提供、設計・施工者の「設計・施工技術の向上」等につながる講座、現場見学会や体感型ワークショップ、調査・研究等の取組を自発的かつ意欲的に行う法人又は団体であること。

- (2) (1)の取組を行うにあたり、本コンソーシアムに参加する他の事業者と積極的に連携し、相乗効果を高める意欲がある法人又は団体であること。
- (3) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）でないこと。（必要に応じ、暴力団又は暴力団員に該当するか否かを神奈川県警察本部長に対して確認を行うこととする。）

2 前項のほか、本コンソーシアムに参加できる者は、以下全ての事項を満たすこととする。

- (1) 良質な住宅ストックの形成、維持管理、流通の促進のため、横浜市の住宅政策の方向性に理解、賛同する法人又は団体であること、並びに前項の法人又は団体と連携した取組を自発的かつ意欲的に行う法人又は団体であること。
- (2) 本コンソーシアムに参加する他の1者以上の事業者から推薦を受けること。
- (3) (1)の取組を行うにあたり、本コンソーシアムに参加する他の事業者と積極的に連携し、相乗効果を高める意欲がある法人又は団体であること。
- (4) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）でないこと。（必要に応じ、暴力団又は暴力団員に該当するか否かを神奈川県警察本部長に対して確認を行うこととする。）

第6条（入会）

本コンソーシアムの構成員になろうとする者は、別に定める入会申出書（前条第2項により推薦を受ける必要がある者にあつては入会申出書とあわせて、本コンソーシアムに参加する他の事業者からの推薦書）を、本コンソーシアム事務局に提出し、承認を得なければならない。また、入会申出書の提出については、電子的な手段を用いるものとする。

第7条（退会）

構成員が本コンソーシアムを退会しようとするときは、別に定める退会届出書を事務局に提出しなければならない。また、入会した構成員が、解散し又は破産したときは、退会したものと見なす。

第7条の2（除名）

構成員が次のいずれかの事項に該当するときは、これを除名することができる。

- (1) 本規約・会則に違反したとき
- (2) 他の構成員に損害を与えたとき
- (3) 公序良俗に反する行為を行ったとき
- (4) 会議及び活動に参加実績がなく、今後も見込まれないと判断される時
- (5) その他、除名相当の理由があったとき

第8条（費用負担等）

本コンソーシアムの活動実施に当たり、費用負担等必要な事項については、構成員が事務局と協議の上、決定する。

第9条（事務局）

事務局は、横浜市及び横浜市住宅供給公社が担うものとする。

- 2 事務局は、本コンソーシアムの庶務及びその他の事業を処理する。
- 3 事務局は、各構成員が行う取組について、構成員との協議により運営方法等を決定するものとする。

第3章 会議等

第10条（活動）

本コンソーシアムでは、第2条に掲げる目的を達成するため、住まい手や賃貸住宅オーナー等への「省エネ意識の向上、行動変容」を促す情報提供、設計・施工者の「設計・施工技術の向上」等につながる講座、現場見学会や体感型ワークショップ、調査・研究等の取組を各構成員が自発的かつ意欲的に行うものとする。

- 2 前項の取組を行うにあたり、本コンソーシアムに参加する他の構成員と積極的に連携し、相乗効果を高めるものとする。
- 3 本コンソーシアムでは、第3条に定める事業に関する検討や連携方策等の協議及び実施のため、必要に応じて部会を設置することができるものとする。

第11条（会議）

会議は、必要に応じて事務局が招集し、進行する。開催に関して、書面又は電子メールによる開催とする事ができる。

- 2 会議では、次の事項を議事事項とする。
 - (1) 第3条に掲げる各構成員の自発的かつ意欲的な取組の共有に関する事。
 - (2) 本コンソーシアムの事業計画に関する事。

- (3) 本規約の改定に関する事。
- (4) その他事務局が必要とする事項に関する事。

第4章 情報公開及び個人情報の保護

第12条（情報公開）

公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容等を積極的に公開するものとする。

第13条（個人情報の保護）

事務局及び構成員は、本コンソーシアムの事業により取得した個人情報の取扱いに伴う個人の権利利益の侵害の防止について、必要な措置を講じなければならない。

第5章 補足

第14条（その他）

本規約に定めるもののほか、本コンソーシアムの運営に必要な事項は事務局が定める。

附則

この規約は、令和5年3月25日から施行する。

附則

この規約は、令和6年3月1日から施行する。